

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 25 年 11 月 20 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 25 年 11 月 20 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 地域農業の将来性のあり方

農地は、今後地域の中心となる経営体と各個別農家の棲み分けをしながら耕作（管理）を実施する。ただし、後継者がなく、個別農家での耕作（管理）が困難となった場合は、地域の中心となる経営体の合意のもと、集積を進める。また、地域の特産品（トマト）の振興を図るため、新規就農者の積極的な受け入れや支援を行う。